

別表2-1 検査項目及び検査頻度（水質基準項目及び 毎日検査項目：岡山浄水場系）

No.	基準項目	H21年度 水質基準値	単位	岡山 浄水場系 最大値 H17～19 3年間	法定検査頻度 (回数減の可否)	法令により企 業団が最低 限実施すべ き検査頻度	企業団が定めた検査頻度 (回/年)				設定理由等
							浄水場		供給地点		
							原水	浄水	末端	その他	
基 1	一般細菌	100	個/mL	5	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	毎月検査項目
基 2	大腸菌	検出されないこと		陰性	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 3	カドミウム及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	重金属等
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L	0.00005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L	0.001	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 8	六価クロム化合物	0.05	mg/L	0.005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L	0.001	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	4	4	4	4	消毒副生成物
基 10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L	1.1	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	1	無機物質
基 11	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L	0.10	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	1	
基 12	ホウ素及びその化合物	1	mg/L	0.02未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	有機物質
基 13	四塩化炭素	0.002	mg/L	0.0002未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 14	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	0.005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 15	1,2-ジクロロエチレン(※1)	0.04	mg/L	(※9)	3箇月に1回 (※10)	3箇月に1回	4	4	4	4	
基 16	ジクロロメタン	0.02	mg/L	0.002未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 17	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 18	トリクロロエチレン	0.03	mg/L	0.003未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	消毒副生成物
基 19	ベンゼン	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 20	塩素酸(※2)	0.6	mg/L	(※9)	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 21	クロロ酢酸	0.02	mg/L	0.002未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 22	クロロホルム	0.06	mg/L	0.028	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 23	ジクロロ酢酸	0.04	mg/L	0.009	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 24	ジブromクロロメタン	0.1	mg/L	0.008	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	消毒副生成物
基 25	臭素酸	0.01	mg/L	0.006	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 26	総トリハロメタン	0.1	mg/L	0.044	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 27	トリクロロ酢酸	0.2	mg/L	0.02未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 28	ブromジクロロメタン	0.03	mg/L	0.014	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 29	ブromホルム	0.09	mg/L	0.001	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 30	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L	0.008未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	性状確認等
基 31	亜鉛及びその化合物	1	mg/L	0.1未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 32	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L	0.07	3箇月に1回 (※10)	3箇月に1回	4	4	4	4	
基 33	鉄及びその化合物	0.3	mg/L	0.03未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 34	銅及びその化合物	1	mg/L	0.1未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 35	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L	12.8	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 36	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L	0.003	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	毎月検査項目
基 37	塩化物イオン	200	mg/L	20.8	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L	47	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	1	性状確認等
基 39	蒸発残留物	500	mg/L	112	3箇月に1回 (※10)	3箇月に1回	4	4	4	4	
基 40	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L	0.02未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	性状確認等 (かび臭)
基 41	ジェオスミン(※3)	(※7) 0.00001	mg/L	0.000004	発生時期1箇月に1回	発生時期1箇月に1回	4(※11)	4(※11)	4(※11)	4(※11)	
基 42	2-メチルレインボルネオール(※4)	(※7) 0.00001	mg/L	0.000002	発生時期1箇月に1回	発生時期1箇月に1回	4(※11)	4(※11)	4(※11)	4(※11)	性状確認等
基 43	非イオン界面活性剤(※5)	0.02	mg/L	0.005未満	3箇月に1回 (※10)	3箇月に1回	4	4	4	1	
基 44	フェノール類	0.005	mg/L	0.0005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	毎月検査項目
基 45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	(※8) 3	mg/L	1.6	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 46	pH値	5.8以上8.6以下		8.2	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 47	味	異常でないこと		異常なし	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	—	12	12	12	
基 48	臭気	異常でないこと		異常なし	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 49	色度	5	度	1.3	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 50	濁度	2	度	0.1	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	毎日検査項目
毎 1	色(※6)					1日に1回	365	365	365	12	
毎 2	濁り(※6)					1日に1回	365	365	365	12	
毎 3	消毒の残留効果(残留塩素)					1日に1回	—	365	365	365	

※1 正式名称は「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」である。
シス体とトランス体の総和として求める。
水道法の改正により、平成21年4月1日より追加された項目である。

※2 水道法の改正により、平成20年4月1日より追加された項目である。

※3 正式名称は、(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフレン-4a(2H)-オールである。

※4 正式名称は、1,2,7,7-テトラメチルピシロ[2,2,1]ヘプタン-2-オールである。

※5 「一定の場合には給水栓以外での水の採取が可能」という規定を適用する。

※6 末端供給地点及び配水池系統ごとに選定した地点では、計器を用いた自動測定を行う。
浄水場及び末端以外の供給地点では、色度、濁度として測定する。
供給地点では、計器を用いた自動測定を行う。

※7 水道法の改正により、平成19年4月1日より強化された。
平成16年4月1日から3年間の基準値は暫定値として0.00002mg/Lである。

※8 水道法の改正により、平成21年4月1日より強化された。
改正前の基準値は5mg/Lである。

※9 過去3年間のデータが揃っていないため、評価できないもの。

※10 一定の要件を満たす場合には、法令等により回数の減(または検査の省略)ができる。
「過去3年間の最大値が基準値の1/5以下ならば概ね1年に1回以上」まで回数の減ができる。
「過去3年間の最大値が基準値の1/10以下ならば概ね3年に1回以上」まで回数の減ができる。

※11 吉井川系では、概ね6月から9月まで各浄水場の浄水と原水で1箇月に2回行う。
別に、3箇月に1回、で基準項目を検査する地点、時期にも行う。
高梁川系では、3箇月に1回、基準項目にあわせて行う。
吉井川、高梁川の各水系とも、基準値の1/5を超えた場合は、各供給地点で1箇月に1回行う。

法令等による最低頻度を超え、独自に強化して行う検査項目

別表2-2 検査項目及び検査頻度（水質基準項目及び 毎日検査項目：津山第1浄水場系）

No.	基準項目	H21年度 水質基準値	単位	津山第1 浄水場系 最大値 H17～19 3年間	法定検査頻度 (回数減の可否)	法令により企 業団が最低 限実施すべ き検査頻度	企業団が定めた検査頻度 (回/年)				設定理由等
							浄水場		供給地点		
							原水	浄水	末端	その他	
基 1	一般細菌	100	個/mL	7	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	毎月検査項目
基 2	大腸菌	検出されないこと		陰性	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 3	カドミウム及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	重金属等
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L	0.00005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 8	六価クロム化合物	0.05	mg/L	0.005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	4	4	4	4	消毒副生成物
基 10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L	1.3	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	1	無機物質
基 11	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L	0.08未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 12	ホウ素及びその化合物	1	mg/L	0.02	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 13	四塩化炭素	0.002	mg/L	0.0002未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	有機物質
基 14	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	0.005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 15	1,2-ジクロロエチレン (※1)	0.04	mg/L	(※9)	3箇月に1回 (※10)	3箇月に1回	4	4	4	4	
基 16	ジクロロメタン	0.02	mg/L	0.002未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 17	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 18	トリクロロエチレン	0.03	mg/L	0.003未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 19	ベンゼン	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 20	塩素酸 (※2)	0.6	mg/L	(※9)	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 21	クロロ酢酸	0.02	mg/L	0.002	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 22	クロロホルム	0.06	mg/L	0.035	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	消毒副生成物
基 23	ジクロロ酢酸	0.04	mg/L	0.017	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 24	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/L	0.004	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 25	臭素酸	0.01	mg/L	0.009	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 26	総トリハロメタン	0.1	mg/L	0.049	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 27	トリクロロ酢酸	0.2	mg/L	0.02	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 28	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/L	0.012	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 29	ブロモホルム	0.09	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 30	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L	0.008未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 31	亜鉛及びその化合物	1	mg/L	0.1未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	性状確認等
基 32	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L	0.03	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	1	
基 33	鉄及びその化合物	0.3	mg/L	0.03未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 34	銅及びその化合物	1	mg/L	0.1未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 35	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L	12.0	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 36	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 37	塩化物イオン	200	mg/L	19.5	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	毎月検査項目
基 38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L	34	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	1	性状確認等
基 39	蒸発残留物	500	mg/L	94	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	1	
基 40	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L	0.02未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	性状確認等 (かび臭)
基 41	ジェオスミン (※3)	(※7) 0.00001	mg/L	0.000018	発生時期1箇月に1回	発生時期1箇月に1回	4(※11)	4(※11)	4(※11)	4(※11)	
基 42	2-メチルイソボルネオール (※4)	(※7) 0.00001	mg/L	0.000002	発生時期1箇月に1回	発生時期1箇月に1回	4(※11)	4(※11)	4(※11)	4(※11)	
基 43	非イオン界面活性剤 (※5)	0.02	mg/L	0.005未満	3箇月に1回 (※10)	3箇月に1回	4	4	4	1	性状確認等
基 44	フェノール類	0.005	mg/L	0.0005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	毎月検査項目
基 45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	(※8) 3	mg/L	1.2	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 46	pH値	5.8以上8.6以下		8.0	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 47	味	異常でないこと		異常なし	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	—	12	12	12	
基 48	臭気	異常でないこと		異常なし	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 49	色度	5	度	1.1	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 50	濁度	2	度	0.1	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
毎 1	色 (※6)					1日に1回	365	365	365	12	毎日検査項目
毎 2	濁り (※6)					1日に1回	365	365	365	12	
毎 3	消毒の残留効果(残留塩素)					1日に1回	—	365	365	365	

※1 正式名称は「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」である。
シス体とトランス体の総和として求める。

水道法の改正により、平成21年4月1日より追加された項目である。

※2 水道法の改正により、平成20年4月1日より追加された項目である。

※3 正式名称は、(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフテン-4a(2H)-オールである。

※4 正式名称は、1,2,7,7-テトラメチルピコ[2,2,1]ヘプタン-2-オールである。

※5 「一定の場合には給水栓以外での水の採取が可能」という規定を適用する。

※6 末端供給地点及び配水池系統ごとに選定した地点では、計器を用いた自動測定を行う。
浄水場及び末端以外の供給地点では、色度、濁度として測定する。

供給地点では、計器を用いた自動測定を行う。

※7 水道法の改正により、平成19年4月1日より強化された。

平成16年4月1日から3年間の基準値は暫定値として0.00002mg/Lである。

※8 水道法の改正により、平成21年4月1日より強化された。
改正前の基準値は5mg/Lである。

※9 過去3年間のデータが揃っていないため、評価できないもの。

※10 一定の要件を満たす場合には、法令等により回数の減(または検査の省略)ができる。
「過去3年間の最大値が基準値の1/5以下ならば概ね1年に1回以上」まで回数の減ができる。
「過去3年間の最大値が基準値の1/10以下ならば概ね3年に1回以上」まで回数の減ができる。

※11 吉井川系では、概ね6月から9月まで各浄水場の浄水と原水で1箇月に2回行う。
別に、3箇月に1回、で基準項目を検査する地点、時期にも行う。

高梁川系では、3箇月に1回、基準項目にあわせて行う。

吉井川、高梁川の各水系とも、基準値の1/5を超えた場合は、各供給地点で1箇月に1回行う。

法令等による最低頻度を超過、独自に強化して行う検査項目

別表2-3 検査項目及び検査頻度（水質基準項目及び 毎日検査項目：津山第2浄水場系）

No.	基準項目	H21年度 水質基準値	単位	津山第2 浄水場系 最大値 H17～19 3年間	法定検査頻度 (回数減の可否)	法令により企 業団が最低 限実施すべ き検査頻度	企業団が定めた検査頻度 (回/年)				設定理由等
							浄水場		供給地点		
							原水	浄水	末端	その他	
基 1	一般細菌	100	個/mL	1	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	毎月検査項目
基 2	大腸菌	検出されないこと		陰性	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 3	カドミウム及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	重金属等
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L	0.00005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 8	六価クロム化合物	0.05	mg/L	0.005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	4	4	4	4	消毒副生成物
基 10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L	0.7	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	無機物質
基 11	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L	0.09	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	1	
基 12	ホウ素及びその化合物	1	mg/L	0.03	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 13	四塩化炭素	0.002	mg/L	0.0002未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	有機物質
基 14	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	0.005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 15	1,2-ジクロロエチレン (※1)	0.04	mg/L	(※9)	3箇月に1回 (※10)	3箇月に1回	4	4	4	4	
基 16	ジクロロメタン	0.02	mg/L	0.002未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 17	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 18	トリクロロエチレン	0.03	mg/L	0.003未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 19	ベンゼン	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	消毒副生成物
基 20	塩素酸 (※2)	0.6	mg/L	(※9)	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 21	クロロ酢酸	0.02	mg/L	0.002未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 22	クロロホルム	0.06	mg/L	0.026	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 23	ジクロロ酢酸	0.04	mg/L	0.010	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 24	ジブromクロロメタン	0.1	mg/L	0.004	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 25	臭素酸	0.01	mg/L	0.006	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 26	総トリハロメタン	0.1	mg/L	0.037	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 27	トリクロロ酢酸	0.2	mg/L	0.02未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 28	ブromジクロロメタン	0.03	mg/L	0.010	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 29	ブromホルム	0.09	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 30	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L	0.008未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	性状確認等
基 31	亜鉛及びその化合物	1	mg/L	0.1未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 32	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L	0.03	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	1	
基 33	鉄及びその化合物	0.3	mg/L	0.03未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 34	銅及びその化合物	1	mg/L	0.1未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 35	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L	10.9	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	
基 36	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	毎月検査項目
基 37	塩化物イオン	200	mg/L	13.0	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L	27	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	性状確認等
基 39	蒸発残留物	500	mg/L	71	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	1	
基 40	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L	0.02未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	性状確認等 (かび臭)
基 41	ジェオスミン (※3)	(※7) 0.00001	mg/L	0.000004	発生時期1箇月に1回	発生時期1箇月に1回	4(※11)	4(※11)	4(※11)	4(※11)	
基 42	2-メチルイソボルネオール (※4)	(※7) 0.00001	mg/L	0.000001	発生時期1箇月に1回	発生時期1箇月に1回	4(※11)	4(※11)	4(※11)	4(※11)	性状確認等
基 43	非イオン界面活性剤 (※5)	0.02	mg/L	0.005	3箇月に1回 (※10)	3箇月に1回	4	4	4	4	
基 44	フェノール類	0.005	mg/L	0.0005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	1	毎月検査項目
基 45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	(※8) 3	mg/L	0.8	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 46	pH値	5.8以上8.6以下		8.6	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 47	味	異常でないこと		異常なし	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	—	12	12	12	
基 48	臭気	異常でないこと		異常なし	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 49	色度	5	度	0.7	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 50	濁度	2	度	0.2	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	毎日検査項目
毎 1	色 (※6)					1日に1回	365	365	365	12	
毎 2	濁り (※6)					1日に1回	365	365	365	12	
毎 3	消毒の残留効果(残留塩素)					1日に1回	—	365	365	365	

※1 正式名称は「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」である。

シス体とトランス体の総和として求める。

水道法の改正により、平成21年4月1日より追加された項目である。

※2 水道法の改正により、平成20年4月1日より追加された項目である。

※3 正式名称は、(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフテン-4a(2H)-オールである。

※4 正式名称は、1,2,7,7-テトラメチルピコ[2,2,1]ヘプタン-2-オールである。

※5 「一定の場合には給水栓以外での水の採取が可能」という規定を適用する。

※6 末端供給地点及び配水池系統ごとに選定した地点では、計器を用いた自動測定を行う。

浄水場及び末端以外の供給地点では、色度、濁度として測定する。

供給地点では、計器を用いた自動測定を行う。

※7 水道法の改正により、平成19年4月1日より強化された。

平成16年4月1日から3年間の基準値は暫定値として0.00002mg/Lである。

※8 水道法の改正により、平成21年4月1日より強化された。

改正前の基準値は5mg/Lである。

※9 過去3年間のデータが揃っていないため、評価できないもの。

※10 一定の要件を満たす場合には、法令等により回数の減(または検査の省略)ができる。

「過去3年間の最大値が基準値の1/5以下ならば概ね1年に1回以上」まで回数の減ができる。

「過去3年間の最大値が基準値の1/10以下ならば概ね3年に1回以上」まで回数の減ができる。

※11 吉井川系では、概ね6月から9月まで各浄水場の浄水と原水で1箇月に2回行う。

別に、3箇月に1回、で基準項目を検査する地点、時期にも行う。

高梁川系では、3箇月に1回、基準項目にあわせて行う。

吉井川、高梁川の各水系とも、基準値の1/5を超えた場合は、各供給地点で1箇月に1回行う。

法令等による最低頻度を超過、独自に強化して行う検査項目

別表2-4 検査項目及び検査頻度（水質基準項目及び 毎日検査項目： 総社浄水場系）

No.	基準項目	H21年度 水質基準値	単位	総社 浄水場系 最大値 H17~19 3年間	法定検査頻度 (回数減の可否)	法令により企 業団が最低 限実施すべ き検査頻度	企業団が定めた検査頻度 (回/年)				設定理由等
							浄水場		供給地点		
							原水	浄水	末端	その他	
基 1	一般細菌	100	個/mL	8	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	毎月検査項目
基 2	大腸菌	検出されないこと		陰性	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 3	カドミウム及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	重金属等
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L	0.00005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	
基 5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	
基 6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L	0.002	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	4	
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L	0.001	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	
基 8	六価クロム化合物	0.05	mg/L	0.005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	
基 9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	4	4	4	4	消毒副生成物
基 10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L	1.1	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	4	無機物質
基 11	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L	0.12	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	4	
基 12	ホウ素及びその化合物	1	mg/L	0.02未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	有機物質
基 13	四塩化炭素	0.002	mg/L	0.0002未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	
基 14	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	0.005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	
基 15	1,2-ジクロロエチレン (※1)	0.04	mg/L	(※9)	3箇月に1回 (※10)	3箇月に1回	4	4	4	4	
基 16	ジクロロメタン	0.02	mg/L	0.002未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	
基 17	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	
基 18	トリクロロエチレン	0.03	mg/L	0.003未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	消毒副生成物
基 19	ベンゼン	0.01	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	
基 20	塩素酸 (※2)	0.6	mg/L	(※9)	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 21	クロロ酢酸	0.02	mg/L	0.002	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 22	クロロホルム	0.06	mg/L	0.034	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 23	ジクロロ酢酸	0.04	mg/L	0.016	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 24	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/L	0.005	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 25	臭素酸	0.01	mg/L	0.004	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 26	総トリハロメタン	0.1	mg/L	0.048	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 27	トリクロロ酢酸	0.2	mg/L	0.02未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 28	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/L	0.012	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 29	ブロモホルム	0.09	mg/L	0.001未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	12	12	12	
基 30	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L	0.008未満	3箇月に1回 (不可)	3箇月に1回	—	4	4	4	
基 31	亜鉛及びその化合物	1	mg/L	0.1未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	性状確認等
基 32	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L	0.02未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	
基 33	鉄及びその化合物	0.3	mg/L	0.06	3箇月に1回 (※10)	1年に1回	4	4	4	4	
基 34	銅及びその化合物	1	mg/L	0.1未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	
基 35	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L	7.7	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	
基 36	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L	0.015	3箇月に1回 (※10)	3箇月に1回	12	12	4	4	
基 37	塩化物イオン	200	mg/L	11.6	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	毎月検査項目
基 38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L	66	3箇月に1回 (※10)	3箇月に1回	4	4	4	4	性状確認等
基 39	蒸発残留物	500	mg/L	102	3箇月に1回 (※10)	3箇月に1回	4	4	4	4	
基 40	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L	0.02未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	性状確認等 (かび臭)
基 41	ジェオスミン (※3)	(※7) 0.00001	mg/L	0.000002未満	発生時期1箇月に1回	発生時期1箇月に1回	4(※11)	4(※11)	4(※11)	4(※11)	
基 42	2-メチルイソボルネオール (※4)	(※7) 0.00001	mg/L	0.000002未満	発生時期1箇月に1回	発生時期1箇月に1回	4(※11)	4(※11)	4(※11)	4(※11)	
基 43	非イオン界面活性剤 (※5)	0.02	mg/L	0.005未満	3箇月に1回 (※10)	3箇月に1回	4	4	4	4	性状確認等
基 44	フェノール類	0.005	mg/L	0.0005未満	3箇月に1回 (※10)	3年に1回	4	4	4	4	毎月検査項目
基 45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	(※8) 3	mg/L	1.1	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 46	pH値	5.8以上8.6以下		7.9	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 47	味	異常でないこと		異常なし	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	—	12	12	12	
基 48	臭気	異常でないこと		異常なし	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 49	色度	5	度	3.1	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
基 50	濁度	2	度	0.3	1箇月に1回 (不可)	1箇月に1回	12	12	12	12	
毎 1	色 (※6)					1日に1回	365	365	365	12	毎日検査項目
毎 2	濁り (※6)					1日に1回	365	365	365	12	
毎 3	消毒の残留効果(残留塩素)					1日に1回	—	365	365	365	

※1 正式名称は「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」である。
シス体とトランス体の総和として求める。
水道法の改正により、平成21年4月1日より追加された項目である。

※2 水道法の改正により、平成20年4月1日より追加された項目である。

※3 正式名称は、(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフテン-4a(2H)-オールである。

※4 正式名称は、1,2,7,7-テトラメチルピコ[2,2,1]ヘプタン-2-オールである。

※5 「一定の場合には給水栓以外での水の採取が可能」という規定を適用する。

※6 末端供給地点及び配水池系統ごとに選定した地点では、計器を用いた自動測定を行う。
浄水場及び末端以外の供給地点では、色度、濁度として測定する。
供給地点では、計器を用いた自動測定を行う。

※7 水道法の改正により、平成19年4月1日より強化された。
平成16年4月1日から3年間の基準値は暫定値として0.00002mg/Lである。

※8 水道法の改正により、平成21年4月1日より強化された。
改正前の基準値は5mg/Lである。

※9 過去3年間のデータが揃っていないため、評価できないもの。

※10 一定の要件を満たす場合には、法令等により回数の減(または検査の省略)ができる。
「過去3年間の最大値が基準値の1/5以下ならば概ね1年に1回以上」まで回数の減ができる。
「過去3年間の最大値が基準値の1/10以下ならば概ね3年に1回以上」まで回数の減ができる。

※11 吉井川系では、概ね6月から9月まで各浄水場の浄水と原水で1箇月に2回行う。
別に、3箇月に1回、で基準項目を検査する地点、時期にも行う。
高梁川系では、3箇月に1回、基準項目にあわせて行う。
吉井川、高梁川の各水系とも、基準値の1/5を超えた場合は、各供給地点で1箇月に1回行う。

法令等による最低頻度を超過、独自に強化して行う検査項目